

令和7年度第2回 物価高騰対策給付金支給のご案内



●対象世帯

※複数に該当する場合でも、重複して支給はできません

令和7年12月1日現在、練馬区に住民登録をしており、①②③のいずれかに該当する世帯

- ① 世帯員全員の令和7年度住民税均等割が非課税の世帯
- ② 練馬区から令和8年1月支給分の児童扶養手当を受給した世帯
- ③ 令和7年に家計が急変し、①と同様の事情があると認められる世帯

●給付金の支給額

1世帯あたり **2万円**

対象世帯【①】住民税均等割が非課税の世帯

練馬区から
令和6年度 第2回物価高騰対策給付金
を受給した

はい

いいえ

A

「支給のお知らせ」
を送付します

B

「確認書」
を送付します

●送付書類A・Bについて

A 原則、手続きが不要です

※世帯員構成の変更時期、または住民税未申告等の条件により、
確認書を送付する場合がございます

▶ 「支給のお知らせ」を 1月下旬から順次送付します

※受給を拒否する場合や、振込先口座の変更希望がある場合は、書類の提出が必要です

書類の提出がない世帯には、2月下旬から順次振込予定です

※送付書類B、および対象世帯【②】【③】は裏面をご確認ください

B 手続きが必要です

▶ 「確認書」を1月下旬より順次送付します

同封書類を確認して、必要書類を **練馬区に返送してください**

※受給を希望しない場合は、返送の必要はありません

練馬区が確認書を受理した日から振込まで、最短で4週間程度かかります

対象世帯【②】令和8年1月支給分の児童扶養手当を受給した世帯

原則、手続きが不要です

▶ 「支給のお知らせ」を1月下旬より順次送付します

※受給を拒否する場合や、振込先口座の変更希望がある場合は、書類の提出が必要です

書類の提出がない世帯には、2月下旬から順次振込予定です

対象世帯【③】家計急変世帯（申請が必要です）

令和7年1月以降に、
予期せず家計が急変し、世帯員全員が住民税非課税相当となった世帯

▶ 「申請書」に必要事項を記入して、必要書類とともに練馬区に郵送してください

【申請・手続きがある方】

※申請期限は**令和8年4月30日（消印有効）**です



令和7年度第2回物価高騰対策給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

練馬区や国（の職員）から「令和7年度第2回物価高騰対策給付金」を
給付するために、手数料の振込などを要求することは絶対にありません

振込を要求するような電話がかかってきたたり、郵便、メールが届いた場合、
練馬区や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください



練馬区ホームページ

最新の情報・申請書は、練馬区ホームページをご確認ください

お問い合わせ

練馬区物価高騰対策給付金センター **0120-186-906**

受付時間 平日9:00～17:00